

「琵琶湖河川再生事業（長浜地区）」に関する協定書

滋賀県と長浜市ならびに地域自治会は、長浜地区における河川再生事業に関する施工および維持管理について次のとおり協定する。

（目的）

第一条 この協定は、滋賀県および長浜市が施工する「河川再生事業」に関する、設置および維持管理について定めることを目的とする。

（工事の施工）

- 第二条
1. 「河川再生事業」に関する工事の内、湖岸施設（突堤、^{防波針}関係者護岸、養浜等）については滋賀県が行うものとする。
 2. 「河川再生事業」に関する工事の内、付帯施設（休憩施設、環境啓発看板、掃除用具等）については長浜市が行うものとする。

（工事費の負担）

- 第三条
1. 「河川再生事業」に関する工事の内、湖岸施設の設置に要する費用は滋賀県が負担するものとする。
 2. 「河川再生事業」に関する工事の内、付帯施設の設置に要する費用は長浜市が負担するものとする。

（維持管理）

- 第四条
1. 「河川再生事業」に関する湖岸施設の維持管理、破損等に伴う補修については滋賀県が行うものとする。
 2. 「河川再生事業」に関する付帯施設の維持管理、破損等に伴う補修については長浜市が行うものとする。
 3. 「河川再生事業」に関する湖岸の日常管理（清掃、草刈り等）については滋賀県、長浜市および地域自治会が協力して行うものとする。

（その他）

第五条 この協定書に定めない事項については、滋賀県、長浜市、地域自治会が協議を行い、別途に定めるものとする。

平成11年3月1日

滋賀県長浜土木事務所長 住所 滋賀県長浜市平方町1152-2

氏名 岡田 勲



長浜市長 住所 長浜市高田町12-34

氏名 清水久行



公園町自治会長 住所 長浜市公園町5-27

氏名 中島 伸

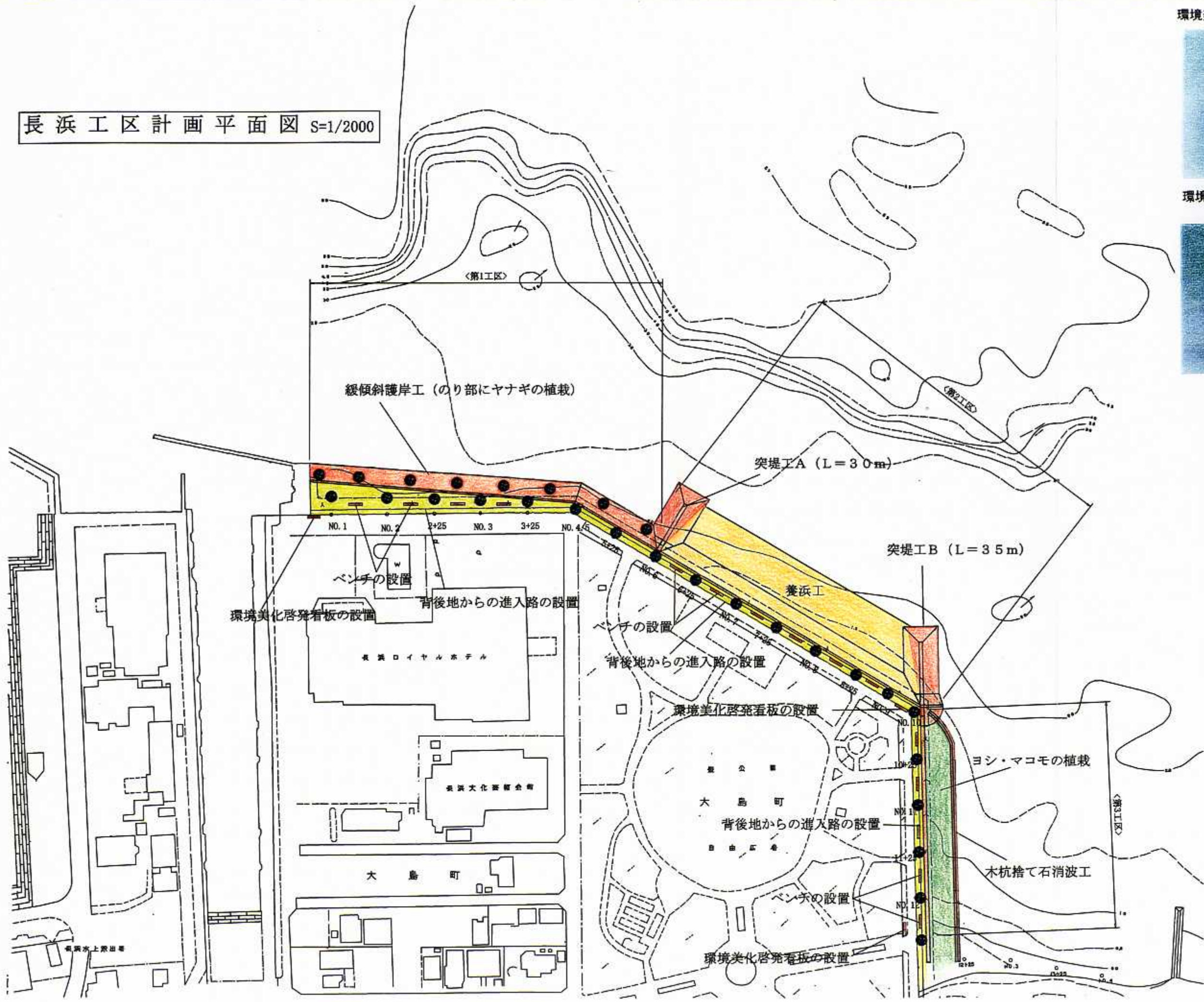


ハートフルタウン自治会長 住所 長浜市公園町8番36号

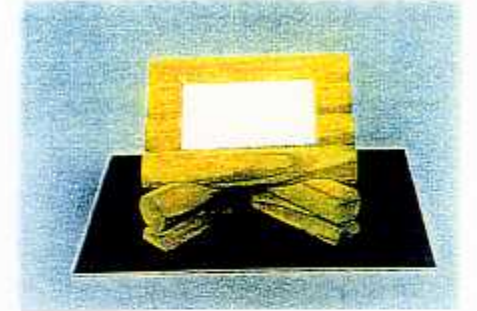
氏名 会長 下村 定



長浜工区計画平面図 S=1/2000



環境美化啓発、看板の設置 (第1工区)



環境美化啓発、看板の設置 (第2, 第3工区)



ベンチの設置 (第1工区)



ベンチの設置 (第2工区)



ベンチの設置 (第3工区)

